

# 三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設演習林宿泊所内規

(趣旨)

第1条 この内規は、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター宿泊所規程（以下「センター宿泊所規程」という。）第1条第2項第2号に規定する同附帯施設演習林宿泊所（以下「演習林宿泊所」という。）の管理運営及び使用に関し必要な事項を定める。

(使用者の範囲)

第2条 演習林宿泊所を使用できる者は、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドサイエンスセンター附帯施設演習林利用内規第3条各号に規定する者とする。

(使用の手続)

第3条 演習林宿泊所を使用しようとする者は、所定の使用願に必要事項を記入のうえ、附属教育研究施設チームに提出し、三重大学大学院生物資源学研究科附属紀伊・黒潮生命地域フィールドセンター長又は同附帯施設演習林長の許可を受けなければならない。

(使用料)

第4条 演習林宿泊所の使用の許可を受けた者（以下「使用者」という。）は、別に定める基本使用料及び附帯使用料を納付しなければならない。ただし、既に納付した使用料は原則として返還しない。

(使用者の義務)

第5条 使用者は、センター宿泊所規程第6条に定める事項のほか、次の各号に掲げる事項を遵守しなければならない。

- 一 火災、盗難、その他事故防止に努めること。
- 二 建物、設備、備品を丁寧に使用すること。
- 三 他の使用者に迷惑を及ぼさないこと。
- 四 その他演習林教職員の指示に従うこと。

(雑則)

第6条 この内規に定めるもののほか、演習林宿泊所の使用に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この内規は、平成21年1月27日から施行する。